

中之条労働基準監督署からのお知らせ（令和8年9月号）

〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町664-1 ☎0279-75-3034

1 令和8年度全国労働衛生週間(第77回)の実施について

令和8年度全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

本週間 令和8年10月1日(木)～7日(水)（準備期間 令和8年9月1日(火)～30日(水)）

事業者・労働者の皆様には、労働衛生水準のより一層の向上と労働衛生意識の高揚を図っていただくとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、全国労働衛生週間に臨んでいただきますようお願いします。

全国労働衛生週間中に 実施する事項

（令和8年10月1日～7日）

1 職場巡視の実施

事業者・総括安全衛生管理者自らが職場巡視を行い、労働衛生管理の状況について総点検を実施しましょう。

3 優良職場・功労者などの表彰

労働衛生管理活動への取組意欲を高めるために、その取組みが優秀で他の模範となるような支社、支店、部署などや労働衛生管理活動に尽力している個人を表彰しましょう。

5 労働衛生に関する行事・活動

労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などを実施しましょう。

2 全国労働衛生週間の周知

労使双方が共通認識を持って全国労働衛生週間に臨むために、労働衛生旗の掲揚、スローガンの掲示などを行い、全国労働衛生週間の周知を行いましょう。

4 緊急時に備えた訓練の実施

有害物の漏洩による事故、酸素欠乏症による事故など緊急時の災害を想定した訓練を実施しましょう。

全国労働衛生週間の準備期間(令和8年9月1日～30日)の実施事項や、労働衛生に関する情報・支援については、下記QRコードからご確認ください。



厚生労働省HP

「令和8年度「全国労働衛生週間」を10月に実施」



第77回 全国労働衛生週間
リーフレット

2 労働衛生に関する最新情報

○定期健康診断等の診断項目の取扱いが一部変更になります！
(令和9年4月1日施行)

変更のポイント

□ 喀痰検査が削除されました

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。

□ 肝機能検査の酵素名が変更されました

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。

□ 「血清クレアチニン検査」が追加されました

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。



【参考】リーフレット「[労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の診断項目の取扱いが一部変更になります\(令和9年4月から適用\)](#)」

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です！

健康診断の取組状況の確認と適切な実施をお願いします。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください



○ストレスチェック制度に関する改正事項

① 労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックが義務化されます！ (令和10年4月1日施行)

下記スタートガイドや群馬産業保健総合支援センターの訪問支援などを活用していただき、施行日の令和10年4月1日までに、事業場内においてストレスチェック制度の確立を図っていただきますようお願いします。



【参考】[「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」スタートガイド](#)



【参考】群馬産業保健総合支援センター「[メンタルヘルス対策支援のご案内](#)」

② ストレスチェックの集団分析の方法について、従来の解釈を明文化しました！ (令和9年4月1日施行)

【集団分析に関する留意点】

- 集団分析は、**個人が特定されない方法**で実施する必要があります。
- 集計・分析の単位が**10人を下回る場合**には、個人が特定されるおそれがあることから、**原則として集団分析を実施してはいけません。**

詳しくは[こちら](#)をご覧ください

